

特例措置を受けるための手続について

ア 課税の特例、中小企業の特例

- 1 沖縄県知事に認定を申請。 ※詳細については、沖縄県産業振興公社へご相談ください。
 - ・ 所得控除を受ける場合 → 特定国際物流拠点事業の認定
 - ・ 所得控除以外の特例措置を受ける場合 → 国際物流拠点産業集積措置実施計画の認定
- 2 沖縄県知事から認定を受ける。
 - ・ 計画が所定の基準を満たせば県知事から認定されます。
 - ・ 認定を受けた場合、以下の特例の対象となります。
 - 中小企業信用保険法の特例
 - 中小企業投資育成株式会社法の特例
- 3 認定された計画の実行等によって見込まれる付加価値額の目標値等を主務大臣に申請。
※詳細については内閣府へご相談ください。
- 4 主務大臣から確認を受ける。
 - ・ 目標値が所定の基準を満たせば確認を受けられます。
 - ・ 確認を受けた場合、設備投資を実施後、税務申告を行うことにより、以下の特例の対象となります。
 - 所得控除（40%控除）
 - 投資税額控除（機械装置等15%、建物等8%）
 - 特別償却（機械装置等50%、建物等25%）
 - 事業税、不動産取得税、固定資産税の免除

※所得控除、投資税額控除、特別償却は選択制です。

※各措置には、それぞれ別途適用要件があります。

※下記の特例措置を受ける場合は、上記の県の認定や主務大臣の確認は必要ありません。

- 事業所税の軽減（那覇市のみ）

イ 保稅地域特例

- 1 主務大臣の事業認定を受ける。
※詳細については内閣府へご相談ください。
- 2 沖縄地区税関から保稅許可を取得する。
 - ・ 1の事業認定後、1年以内に保稅許可を取得しない場合、事業認定は失効します。
 - ・ 手続等の詳細については、沖縄地区税関に御相談ください。

ウ 沖縄振興開発金融公庫の融資制度

- 1 沖縄振興開発金融公庫の審査を受ける。
※詳細は、同公庫にご相談ください。